

令和3年度第1回墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会【書面会議】
ご意見・ご質問に対する区からの説明・回答（第1回）

議題2 特定公的給付に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供の一括承認について
（一括承認基準該当例）
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業

No.	意見・質問内容	区からの説明・回答内容
1	それぞれ一括承認基準の支給対象者等に係る“等”の想定される対象範囲を教えてください。	<p>例えば、今回の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業」においては、児童手当又は特別児童扶養手当受給者のうち、住民税が課税されている者や、既に本給付金又はひとり親世帯分給付金の支給を受けている者は、支給対象者から除外されます。支給対象者か否かを判断するために、支給対象者以外の個人情報を「本人外収集」「目的外利用」「外部提供」として取り扱うことが想定されるため、支給対象者”等”と表記しています。</p> <p style="text-align: right;">（回答者：運営審議会事務局）</p>
2	虐待やDVを受けている方々、現在離婚裁判中の方々への配慮は大丈夫でしょうか。	<p>御質問のあったケースいずれの場合も、目的外利用及び本人外収集した個人情報に関しては、「資料4 4 個人情報の取扱いについて」のとおり、厳密に管理していきます。</p> <p>DVについては、一定の要件を満たすDV避難者から申出があった場合、児童手当と同様の都道府県経由のルートで、避難先の居住市町村から避難元市町村に加害者氏名及び被害者が監護する児童の氏名等を通知します。通知を受けた市町村では、被害者が監護する児童について、加害者への本給付金の支給決定は行わないこととなります。申出があった際に個人情報の取扱いについて説明し、同意していただくこととなりますが、対応については丁寧に行っていきます。</p> <p>なお、本給付金について、離婚した（又は協議中の）方、DV避難中の方向けに厚生労働省が作成したリーフレット（別添）もありますので、区のホームページや窓口等で周知を図っていきます。</p> <p style="text-align: right;">（回答者：子育て支援課）</p>

No.	意見・質問内容	区からの説明・回答内容
3	<p>資料2 2 諮問事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後も類似事業の実施に伴う同種の事案が発生した場合」とありますが、類似事業とは公的給付事業すべての事業に該当するのでしょうか。新型コロナに関する給付事業なののでしょうか。例示に示されたものだけなののでしょうか。 ・また、類似事業である（一括承認）という判断は、どこでされるのでしょうか。 	<p>類似事業とは、公的給付のうち、支給の根拠が個別の法律によらないものを対象とし、災害、感染症又は経済事情の急激な変動を緩和すること等を目的として、国をはじめ、地方公共団体が給付するものを想定しています。本人外収集又は外部提供が必要な場合、その相手方は国、地方公共団体又はその他公的団体であるものに限り、例示した過去の個別承認事項では、いわゆるリーマン・ショックや消費税率引き上げによる急激な経済的影響の緩和策としての給付事業のほか、新型コロナウイルス感染症の影響への緊急経済対策としての給付事業などがあります。</p> <p>類似事業であるかの判断は、給付の目的や社会情勢が一括承認基準に合致しているか、これまで御承認いただいた事業と同様の性質、同様の仕組みを持つものかについて、個人情報保護制度を所管している総務課が所管課と連携しながら総合的に検討した上で、明白かつ客観的に判断できるものについてのみ対象とします。</p> <p style="text-align: right;">（回答者：運営審議会事務局）</p>
4	<p>資料3 特定公的給付に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供の一括承認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回審議する「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業」について、目的外利用の例示には明記されていません。「本人外収集」「目的外利用」「外部提供」それぞれの「例示」について、これ以外の事業で対象となるものはあるのでしょうか。 	<p>「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業」については、目的外利用の例示の最後（資料3の4ページ目）に記載されておりますが、外部提供の例示（資料3の5ページ）に記載漏れがありましたので、訂正の上、差し替えをさせていただきます。申し訳ございません。</p> <p>今後、「本人外収集」「目的外利用」「外部提供」それぞれに該当事例があった際は、例示に加えていくとともに、運営審議会に報告を行います。</p> <p style="text-align: right;">（回答者：運営審議会事務局）</p>
5	<p>資料4 3 本人への通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人への通知について、個別の通知を省略し、区のホームページ等による周知としていますが、ホームページのほかどのような方法で周知されるのでしょうか。また、周知するタイミングはいつになるのでしょうか。 	<p>区のホームページは7月1日公開予定です。なお、支給対象者以外への周知方法については原則ホームページとしますが、個別の問合せの際には併せて説明を行います。</p> <p style="text-align: right;">（回答者：子育て支援課）</p>

No.	意見・質問内容	区からの説明・回答内容
6	<p>資料5 「本人外収集に関する事項」「外部提供に関する事項」</p> <p>・「収集方法」「提供の方法」の手段は「電話」が使用される予定になっていますが、電話のやり取りで間違いはないのでしょうか。ダブルチェック等の確認はきちんとされるのでしょうか。</p>	<p>文書で確認を行うことが、正確性に資すると思いますが、時間がかかるとともに双方の負担となるため、電話で収集することとします。このような方法は、児童手当事務でも一般的に行われており、他の自治体も同様の方法で行っています。ダブルチェックをすることとすると、同じ自治体に二度同じ確認をすることとなるので、相手方の負担となることから難しいと思いますが、相手方の回答を復唱する、担当者名を聞く等を徹底し、正確を期すよう対応していきます。</p> <p>なお、万が一過払いが発生したときは、返還を求めるなど適切に対応していきます。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：子育て支援課)</p>
7	<p>特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る個人情報の例外的取扱い「本人外収集」）については、資料2 墨田区個人情報保護条例の「ウ 区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ない場合」、「エ 当審議会が必要であると認め承認した場合」など、条例に該当するときは例外的に行うことができると定められていることと、新型コロナウイルス感染症の影響が医療制度や国民生活や経済においても今後も長期化すると考えられることから、昨年度と同種の事案に関しては、今後は同基準に該当する事案について当審議会での諮問不要扱いの「一括承認事項」方式とすることに現時点では、異論がないと考えます。</p>	<p>御理解をいただきありがとうございます。一括承認基準に該当するかどうかの判断については、安易な運用とならないように努めます。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：運営審議会事務局)</p>
8	<p>新型コロナウイルス感染症等への対応に係る給付事業等を早急に実施するため、基準を明確にして一括承認を行うことはやむを得ないものと考えます。</p> <p>また、5年ほどの承認有効期限を設けることも考えられますが、個人情報保護法の改正により個人情報保護条例の抜本的改正が2年以内に想定されますので、現時点で期限を設けても仕方がないと思われれます。</p>	<p>御理解をいただきありがとうございます。一括承認基準に該当するかどうかの判断については、安易な運用とならないように努めます。</p> <p>また、今後、改正個人情報保護法にのっとり、個人情報保護条例の改正を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：運営審議会事務局)</p>

No.	意見・質問内容	区からの説明・回答内容
9	<p>資料3 一括承認に該当するかどうかの判断基準等について</p> <p>“国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症”かどうか、誰がどのような判断基準により判断するのかご教示願います。</p> <p>同様に、“経済事情の急激な変動”かどうか、誰がどのような判断基準により判断するのかご教示願います。</p>	<p>No.3の説明・回答内容にも記載しましたが、給付の目的や社会情勢が一括承認基準に合致しているか、これまで御承認いただいた事業と同様の性質、同様の仕組みを持つものかについて、個人情報保護制度を所管している総務課が所管課と連携しながら総合的に検討した上で、明白かつ客観的に判断できるものについてのみ対象とします。</p> <p>国の事業の場合は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条の規定における特定公的給付に指定されるかどうかも考慮に入れて判断します。</p> <p>事業の性質や仕組み、取り扱う個人情報の内容等が一括承認基準に当てはまらない部分や疑義が生じるものについては、個別に諮問し、承認を得ることとします。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：運営審議会事務局)</p>
10	<p>資料3 一括承認基準について</p> <p>”(個別の法律の規定によらないものに限る。)”の意味合いが良く分かりませんでしたので、補足説明、例示等をお願いいたします。</p>	<p>被災者生活再建支援法に基づく支援金、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金など、個別の法律に支給の根拠があるものについては、その法の目的・枠組みの中で支給を行い、法の定めに基づいて必要な個人情報の取扱いがなされるため、今回の一括承認基準の対象とはしません。例示した過去の個別承認事項の事業はいずれも、そのような個別の法律が制定されずに、国等が要綱に基づき緊急的・暫定的に実施したものになります。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：運営審議会事務局)</p>
11	<p>資料3 5ページ 外部提供について</p> <p>情報システム導入・運用委託、事務委託など、委託先への外部提供がある場合は、一括承認に該当するのか、一括承認の対象ではなく審議会を開催して審議する事項となるのか、ご教示願います。</p>	<p>墨田区個人情報保護条例第16条では、「実施機関は、収集した個人情報について、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものに対する提供をしてはならない。」とあり、区が利用目的に沿って事務の一部を委託する場合は、外部提供には当たりません。一方、収集した個人情報の利用目的の範囲を超えて利用し、又はその事務の一部の委託を行う場合は、同条例第15条の目的外利用に該当します。この目的外利用について一括承認基準に該当する場合には、運営審議会に報告をすることとし、該当しない場合は、運営審議会に諮問することとなります。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：運営審議会事務局)</p>